議案第31号

甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例等の一部を改正する条例制定について

甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例等の一部を改正する条例

(甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月条例第41号)の一部を次のように改正する。

第152条第13項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

(甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26年9月条例第26号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(甲府市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 甲府市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年 12月条例第47号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第6号及び第24条第1項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(甲府市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 第4条 甲府市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年12月条例第54号)の一部を次のように改正する。
 - 第31条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年12月条例第55号)の一部を次のように改正する。

第36条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(甲府市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 甲府市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成31年3月条例第1号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項及び第10項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第6条第1項ただし書中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第5号及び同条第9項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(甲府市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 甲府市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成31年3月条例第2号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項 各号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若し くは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を 加える。

(甲府市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 甲府市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成31年3月条例第3号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第47条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項各 号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しく は管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

(甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正)

第9条 甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成31年3月条例第4号)の一部を次のように改正する。

第136条第1項、第173条第1項及び第180条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定 介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を 定める条例(平成31年3月条例第5号)の一部を次のように改正する。

第95条第1項、第135条第1項及び第142条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を 定める条例の一部改正)

第11条 甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年3月条例第6号)の一部を次のように改正する。

第93条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(甲府市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第12条 甲府市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年3月条例第7号)の一部を次のように改正する。

第37条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正)

第13条 甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成31年3月条例第8号)の一部を次のように改正する。 第47条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第14条 甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年6月条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第7項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による栄養士法の一部改正に伴い、関係条例に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。